充実した部活動のために

鹿児島市立伊敷中学校部活動係

１　目標

（１）　健全な人格の育成　　（２）　心身の鍛練　　（３）　技術の向上
（４）　豊かな人間関係つくり　（５）　健康・安全に留意する態度の育成
（６）　決まりを守り，人間性豊かな伊敷中生徒を目指す

２　入部，退部の手続きについて

入部願については，毎年更新する。年度当初の部活動発会式までに入部希望者は全員（１～３年）提出する。

３　部活動規程

（１）　練習について

ア　平日の終了時間

	終了時刻
４月～　７月	１８：３０
９月～１０月	１８：００
１１月～　１月	１７：３０
２月～　３月	１８：００

※　終了時刻は，グランウドやコート整備を済ませ，終わりのあいさつが終了した時刻とする。その後更衣を済ませ，１０分後に校門を出る。（日没時間の状況で終了時間を多少ずらす場合もある。）

イ　土曜日・日曜日，祝日，長期休業
（ア）　練習時間は生徒の健康面に配慮して設定し，４時間を超えない程度にする。
（イ）　練習計画については，各顧問で責任をもって事前に練習計画を提出する。
（ウ）　年末・年始休暇の部活動は，原則として中止とする。
（エ）　地域行事や資源回収等への参加を優先し，日程が重なった場合については，原則として練習試合や大会参加は認めない。

ウ　土曜日・日曜日・水曜日
（ア）　原則として「翌の日（水曜日）」と，土曜･日曜日のどちらかは練習を休みとする。
（イ）　土曜日・日曜日ともに大会及び練習会がある場合は，翌月曜日の練習を休みとする等の配慮を講ずる。
※　土曜日・日曜日については，県中体連申し合わせ事項による。

エ　毎週「部活動の日」を設定し，全職員が部活動指導に取り組む時間を確保する。

オ　定期テスト前の練習停止
（ア）　中間テスト　→　テスト前日から数えて３日前から練習停止
（イ）　期末テスト　→　テスト前日から数えて７日前から練習停止
（ウ）　テスト終了後一週間以内に大会がある場合は，テスト前部活動停止期間に保護者及び学校長の承諾を得て，１時間以内の練習することができる。（但し，テスト当日は除く）

（２）　対外試合出場について

ア　大会への参加は，原則として県内で開催される大会とする。
（但し，出場権を獲得した上位の大会は除く）

イ　大会への参加回数は，中体連，協会，連盟主催の大会を含めて年１０回程度とする。
（但し，出場権を獲得した上位の大会は除く）

（３）　**練習停止**

ア　次のようなことが発生した場合は，部活動顧問，学級担任，部活動係，生徒指導主任等で検討のうえ，部員とも連携を図り，一定期間の練習を停止にして清掃活動などを行う。

（ア）　問題となる行為等

a　反社会的行為（暴力行為，窃盗，万引き，飲酒，喫煙等）

b　学校施設や設備，公共物等の故意及び悪質な破壊

c　著しい身なりの乱れ（染髪，着崩し，ピアスなど）

d　テスト中の不正行為

e　その他（校則違反などの問題行動　等）

（イ）　練習場，更衣室など学校施設の利用状況がよくない場合

（ウ）　学習態度が著しくよくない場合

（エ）　生活態度が著しくよくない場合（週番活動や清掃活動，言葉遣い等）

（４）　**保護者会について**

ア　顧問の活動方針を理解していただき，生徒，保護者，顧問の連絡を密にして，円滑に活動できるようにする。

イ　保護者会は各々の部で必要に応じて行う（会計は保護者会で設定する）。

ウ　夏季休業中に部活動保護者会代表者会を開き，全部活動での共通理解を図る。

（５）　**申し合わせ事項**

ア　練習場，更衣室（学校の施設）を利用する部活動は，下記の使用規則を守ること。

〈使用規則〉

○　部活動以外の使用を禁止する。（年末・年始の行事等を含む）
○　原則として練習場，更衣室での飲食を禁止する。
○　使用後は，後片付け，清掃，施錠などをしっかりと行う。

イ　伊敷中生らしい生活態度で，あいさつや返事など礼儀正しく，節度のある行動をとること。また，部活動顧問や先生，外部コーチ等の指導は，素直に受けること。

ウ　部活動顧問がいない場合は，原則として練習を行わない。
（特に土曜日，日曜日，祝日）

エ　更衣は所定の場所で行う。

オ　土曜日，日曜日，祝日および長期休業で昼食が必要な場合は，弁当持参を原則とするが，持ってこられない生徒は，自宅でとること。また，水分補給のために水筒を持ってくること。
　ただし，市販のジュース類，ペットボトル等は持ってこない。（差し入れ等の飲食については顧問が責任をもって管理する。）

カ　部活動の登下校は，制服とする。ただし，土曜日，日曜日，祝日および長期休業については，学校指定のジャージ，体育服および学校で許可された部活動のジャージやユニフォーム・練習着でもよい。

キ　練習や対外試合でけがなどをした場合は，必ず部活動顧問と担任，養護教諭に連絡する。

ク　部活動で使用する個人の用具は，持ち帰ることを原則とする。